

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務

センターは、（ア）矯正施設や保護観察所、地方自治体の福祉関係部

局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にすること及び（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行うことに努める。

（3）実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

- （1）高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。
- （2）その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。